

「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス」の信託約款変更について

1. 対象ファンド

- DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス(債券重視型)
- DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス(標準型)
- DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス(株式重視型)

2. 約款変更の理由等

当ファンドは2001年11月30日の設定以来、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ってまいりましたが、長期にわたり運用成績が振るわない状況が継続していることから、抜本的な運用方針の見直しを行うことで受益者の皆様の投資収益の向上を目指してまいります。

また、投資対象の変更にとともに各ファンドの名称を変更するとともに、受益者の皆様の利益に資するため信託報酬を引下げいたします。

なお、運用変更と合わせ、当ファンドの申込にかかる約定基準価額のブラインドを一層確保することを目的に、当ファンドの主要な外国投資対象資産にかかる取引所の休業日または当該国の休日と同日を申込受付不可日とする変更も行います。

3. 約款変更の内容(変更内容の詳細は約款変更新旧対照表をご確認ください)

変更事項		変更の内容											
		債券重視型				標準型				株式重視型			
①	運用方針の変更	当ファンドにおける投資対象資産配分比率に変更はありません。投資対象の各資産における変更は以下のとおりです。 (1) 国内株式運用部分 ・ 投資対象マザーファンドを「ニッセイ国内株式マザーファンド」から投資環境に応じて適宜マザーファンドを変更するマルチマネージャー方式へ変更し、マザーファンドの組入比率を適切に調整します。 (2) 国内債券運用部分 ・ 投資対象マザーファンドを「ニッセイ国内債券マザーファンド」から「ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド」および「ニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型)マザーファンド」に変更し、両マザーファンドの組入比率を適切に調整します。 (3) 外国株式運用部分 ・ 投資対象マザーファンドを「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」から投資環境に応じて適宜マザーファンドを変更するマルチマネージャー方式へ変更し、マザーファンドの組入比率を適切に調整します。 (4) 外国債券運用部分 ・ 投資対象マザーファンド(ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド)に変更はありません。											
②	各ファンド名称の変更	【変更後の名称】 DCニッセイグローバルバランス (債券重視型)				【変更後の名称】 DCニッセイグローバルバランス (標準型)				【変更後の名称】 DCニッセイグローバルバランス (株式重視型)			
③	信託報酬の引下げ <small>[信託報酬の内訳は参考情報]</small>	【変更前[税抜:年率]				【変更前[税抜:年率]				【変更前[税抜:年率]			
		総額	委託	販社	受託	総額	委託	販社	受託	総額	委託	販社	受託
		1.10%	0.60%	0.40%	0.10%	1.30%	0.70%	0.50%	0.10%	1.50%	0.80%	0.60%	0.10%
		(税込 1.21%)				(税込 1.43%)				(税込 1.65%)			
		【変更後[税抜:年率]				【変更後[税抜:年率]				【変更後[税抜:年率]			
		総額	委託	販社	受託	総額	委託	販社	受託	総額	委託	販社	受託
		0.65%	0.35%	0.23%	0.07%	0.89%	0.48%	0.34%	0.07%	1.16%	0.62%	0.47%	0.07%
		(税込 0.715%)				(税込 0.979%)				(税込 1.276%)			
④	申込受付不可日の追加	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受け付けを行いません。											

#### 4. 変更日

2024年12月23日(月)	約款変更日(※1)
2025年3月20日(木)	約款変更効力発生日(※2)

(※1)約款変更日以降、運用方針の変更に着手し、約款変更効力発生日までに完了いたします。

(※2)運用方針の変更を除く、各ファンド名称の変更、信託報酬の引下げ等、約款変更の内容を適用いたします。

追加型証券投資信託「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（債券重視型）」

投資信託約款変更新旧対照表

新	旧
<p>(ファンド名称) DCニッセイグローバルバランス (債券重視型)</p> <p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 運 用 方 法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内債券アクティブ (金利戦略重視型) マザーファンド</u></p> <p>(削除)</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p><u>その他、別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。＊）の受益証券を主要投資対象とします。</u>なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>※ 今後、投資対象ファンドが追加または変更になる場合があります。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として上記各親投資信託の受益証券および<u>投資対象ファンドの受益証券</u>に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長をめざします。</p> <p>② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>国内株式を投資対象とするマザーファンド</u></p>	<p>(ファンド名称) <u>DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス</u> (債券重視型)</p> <p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 運 用 方 法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p>なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として上記各親投資信託の受益証券に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を<u>目指</u>します。</p> <p>② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p>

新	旧
<p>…20%</p> <p><u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド、</u> <u>ニッセイ国内債券アクティブ</u> <u>(金利戦略重視型) マザーファンド</u></p> <p>…55%</p> <p><u>海外株式を投資対象とするマザーファンド</u></p> <p>…10%</p> <p>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド …10%</p> <p>短期金融資産 …5%</p> <p>③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (<u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンドおよびニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型) マザーファンドの合計は±10%</u>) 以内に変動幅を抑制します。</p> <p>④ <u>各投資対象ファンドへの投資割合は、上記基準ポートフォリオの範囲内でリターン特性等を基に決定します。各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じて変更を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。</u></p> <p>⑤ <u>投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されること、もしくは新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(略)</p> <p>追加型証券投資信託 DCニッセイグローバルバランス</p>	<p>…20%</p> <p><u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p>…55%</p> <p><u>ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>…10%</p> <p>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド …10%</p> <p>短期金融資産 …5%</p> <p>③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (<u>ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%</u>) 以内に変動幅を抑制します。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(略)</p> <p>追加型証券投資信託 DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(債券重視型) 約 款</p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>③ <u>第1項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第52条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る取得申込に限ってこれを受付けるものとします。</u></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 別に定めるDCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が、第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する各計算期間</p>	<p style="text-align: center;">(債券重視型) 約 款</p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>(新設)</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第4条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 別に定めるDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が、第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する</p>

新	旧
<p>終了日の基準価額とします。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主として<u>ニッセイアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者として締結された「<u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド</u>」、「<u>ニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型) マザーファンド</u>」、「<u>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド</u>」の受益証券および別に定める親投資信託(以下「<u>投資対象ファンド</u>」といいます。)(以下、それぞれを総称し「<u>マザーファンド</u>」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、<u>前各号</u>の証券または証券の性質を有する</p>	<p>各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主として<u>第1号から第4号までのニッセイアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者として締結された親投資信託(以下、それぞれを総称し「<u>マザーファンド</u>」といいます。)(以下、それぞれを総称し「<u>マザーファンド</u>」といいます。)の受益証券ならびに次の<u>第5号から第26号</u>までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>1. <u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p> <p>2. <u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p>3. <u>ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>4. <u>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、<u>第5号から第15号</u>までの証券または証券</p>

新	旧
<p>もの</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. (略)</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p> <p>21. (略)</p> <p>22. (略)</p> <p>なお、<u>第1号</u>の証券または証書、<u>第12号</u>および<u>第17号</u>の証券または証書のうち<u>第1号</u>の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、<u>第2号</u>から<u>第6号</u>までの証券ならびに<u>第12号</u>および<u>第17号</u>の証券または証書のうち<u>第2号</u>から<u>第6号</u>までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、<u>第13号</u>および<u>第14号</u>の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>65</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、<u>主要投資対象とする「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」</u>、「<u>ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド</u>」および「<u>ニッセイ／</u></p>	<p>の性質を有するもの</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p> <p>21. (略)</p> <p>22. (略)</p> <p>23. (略)</p> <p>24. (略)</p> <p>25. (略)</p> <p>26. (略)</p> <p>なお、<u>第5号</u>の証券または証書、<u>第16号</u>および<u>第21号</u>の証券または証書のうち<u>第5号</u>の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、<u>第6号</u>から<u>第10号</u>までの証券ならびに<u>第16号</u>および<u>第21号</u>の証券または証書のうち<u>第6号</u>から<u>第10号</u>までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、<u>第17号</u>および<u>第18号</u>の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項<u>第1号</u>から<u>第4号</u>までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>110</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、<u>第22条第1項第3号</u>に規定する「<u>ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド</u>」および<u>第4号</u>に規定する「<u>ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</u>」の運用の指図に関する権</p>

新	旧
<p><u>パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を次のとおり支弁するものとします。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」の時価総額に毎日、年 10,000 分の 49 の率を乗じて得た金額を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年 3 月、6 月、9 月および 12 月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」の時価総額に年 10,000 分の 40 以内の率を乗じて得た金額を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年 3 月および 9 月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に毎日、年 10,000 分の 14.5 の率を乗じて得た金額を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年 6 月および 12 月の各 20 日（休業日の場合は翌営業日）または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p>	<p><u>限の委託を受けた者が受ける報酬を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年 10,000 分の 50 の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に年 10,000 分の 40 の率を乗じて得た金額とします。</u></p>
<p>(一部解約)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>② <u>前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。</u></p> <p>③ <u>委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に</u></p>	<p>(一部解約)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に</u></p>



新	旧
<p>したがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、<u>第4項</u>の規定に準じて算出した価額とします。</p>	<p>したがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、<u>第3項</u>の規定に準じて算出した価額とします。</p>
<p>附則第1条 約款第13条<u>第6項</u>の「DCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p>	<p>附則第1条 約款第13条<u>第5項</u>の「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p>
<p>附則第4条 (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>附則第4条 (略)</p> <p>② (略)</p>
<p><u>1. 別に定める親投資信託</u></p> <p><u>運用の基本方針および投資信託約款第22条第1項の「別に定める親投資信託(投資対象ファンド)」とは、次の親投資信託をいいます。</u></p> <p>・ <u>国内株式を投資対象とするマザーファンド</u> 親投資信託 ニッセイ国内株式配当利回り</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>重視型 マザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ J P X 日経 4 0 0 アク</u> <u>ティブ マザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ国内株式リサーチ・バリ</u> <u>ュー マザーファンド</u></p> <p><u>・海外株式を投資対象とするマザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ／ブラウン・グローバ</u> <u>ル・リーダーズ株式 マザーファ</u> <u>ンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ／サンダース・グローバ</u> <u>ルバリュウ株式Ⅱ マザーファン</u> <u>ド</u></p>	

追加型証券投資信託「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（標準型）」

投資信託約款変更新旧対照表

新	旧
<p>(ファンド名称) DCニッセイグローバルバランス (標準型)</p> <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型) マザーファンド</u></p> <p>(削除)</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p><u>その他、別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。＊）の受益証券を主要投資対象とします。</u>なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>※ 今後、投資対象ファンドが追加または変更になる場合があります。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として上記各親投資信託の受益証券および<u>投資対象ファンドの受益証券</u>に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長をめざします。</p> <p>② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>国内株式を投資対象とするマザーファンド</u></p>	<p>(ファンド名称) <u>DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス</u> (標準型)</p> <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p>なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として上記各親投資信託の受益証券に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を<u>目指</u>します。</p> <p>② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p>

新	旧
<p>…30%</p> <p><u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド、</u> <u>ニッセイ国内債券アクティブ</u> <u>(金利戦略重視型) マザーファンド</u></p> <p>…35%</p> <p><u>海外株式を投資対象とするマザーファンド</u></p> <p>…20%</p> <p>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド …10%</p> <p>短期金融資産 …5%</p> <p>③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (<u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンドおよびニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型) マザーファンドの合計は±10%</u>) 以内に変動幅を抑制します。</p> <p>④ <u>各投資対象ファンドへの投資割合は、上記基準ポートフォリオの範囲内でリターン特性等を基に決定します。各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じて変更を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。</u></p> <p>⑤ <u>投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されること、もしくは新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(略)</p> <p>追加型証券投資信託 DCニッセイグローバルバランス</p>	<p>…30%</p> <p><u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p>…35%</p> <p><u>ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>…20%</p> <p>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド …10%</p> <p>短期金融資産 …5%</p> <p>③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (<u>ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%</u>) 以内に変動幅を抑制します。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(略)</p> <p>追加型証券投資信託 DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス</p>

新	旧
(標準型) 約款	(標準型) 約款
<p>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>③ <u>第1項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第52条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る取得申込に限ってこれを受付けるものとします。</u></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 別に定めるDCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が、第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する各計算期間</p>	<p>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>(新設)</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第4条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 別に定めるDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が、第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する</p>

新	旧
<p>終了日の基準価額とします。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主として<u>ニッセイアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者として締結された「<u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド</u>」、「<u>ニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型) マザーファンド</u>」、「<u>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド</u>」の受益証券および別に定める親投資信託(以下「<u>投資対象ファンド</u>」といいます。)(以下、それぞれを総称し「<u>マザーファンド</u>」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、<u>前各号</u>の証券または証券の性質を有する</p>	<p>各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主として<u>第1号から第4号までのニッセイアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者として締結された親投資信託(以下、それぞれを総称し「<u>マザーファンド</u>」といいます。)(以下、それぞれを総称し「<u>マザーファンド</u>」といいます。)の受益証券ならびに次の<u>第5号から第26条までに掲げる有価証券</u>(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>1. <u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p> <p>2. <u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p>3. <u>ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>4. <u>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、<u>第5号から第15号までの証券</u>または証券</p>

新	旧
<p>もの</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. (略)</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p> <p>21. (略)</p> <p>22. (略)</p> <p>なお、<u>第1号</u>の証券または証書、<u>第12号</u>および<u>第17号</u>の証券または証書のうち<u>第1号</u>の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、<u>第2号</u>から<u>第6号</u>までの証券ならびに<u>第12号</u>および<u>第17号</u>の証券または証書のうち<u>第2号</u>から<u>第6号</u>までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、<u>第13号</u>および<u>第14号</u>の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>89</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、<u>主要投資対象とする「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」</u>、「<u>ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド</u>」および「<u>ニッセイ／</u></p>	<p>の性質を有するもの</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p> <p>21. (略)</p> <p>22. (略)</p> <p>23. (略)</p> <p>24. (略)</p> <p>25. (略)</p> <p>26. (略)</p> <p>なお、<u>第5号</u>の証券または証書、<u>第16号</u>および<u>第21号</u>の証券または証書のうち<u>第5号</u>の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、<u>第6号</u>から<u>第10号</u>までの証券ならびに<u>第16号</u>および<u>第21号</u>の証券または証書のうち<u>第6号</u>から<u>第10号</u>までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、<u>第17号</u>および<u>第18号</u>の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項<u>第1号</u>から<u>第4号</u>までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>130</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、<u>第22条第1項第3号</u>に規定する「<u>ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド</u>」および<u>第4号</u>に規定する「<u>ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</u>」の運用の指図に関する権</p>

新	旧
<p><u>パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を次のとおり支弁するものとします。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」の時価総額に毎日、年 10,000 分の 49 の率を乗じて得た金額を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年 3 月、6 月、9 月および 12 月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」の時価総額に年 10,000 分の 40 以内の率を乗じて得た金額を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年 3 月および 9 月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に毎日、年 10,000 分の 14.5 の率を乗じて得た金額を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年 6 月および 12 月の各 20 日（休業日の場合は翌営業日）または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p>	<p><u>限の委託を受けた者が受ける報酬を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年 10,000 分の 50 の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に年 10,000 分の 40 の率を乗じて得た金額とします。</u></p>
<p>(一部解約)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>② <u>前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。</u></p> <p>③ <u>委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に</u></p>	<p>(一部解約)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に</u></p>



新	旧
<p>したがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、<u>第4項</u>の規定に準じて算出した価額とします。</p>	<p>したがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、<u>第3項</u>の規定に準じて算出した価額とします。</p>
<p>附則第1条 約款第13条<u>第6項</u>の「DCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p>	<p>附則第1条 約款第13条<u>第5項</u>の「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p>
<p>附則第4条 (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>附則第4条 (略)</p> <p>② (略)</p>
<p>1. <u>別に定める親投資信託</u></p> <p><u>運用の基本方針および投資信託約款第22条第1項の「別に定める親投資信託(投資対象ファンド)」とは、次の親投資信託をいいます。</u></p> <p>・ <u>国内株式を投資対象とするマザーファンド</u> 親投資信託 ニッセイ国内株式配当利回り</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>重視型 マザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ J P X 日経 4 0 0 アク</u> <u>ティブ マザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ国内株式リサーチ・バリ</u> <u>ュー マザーファンド</u></p> <p><u>・海外株式を投資対象とするマザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ／ブラウン・グローバ</u> <u>ル・リーダーズ株式 マザーファ</u> <u>ンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ／サンダース・グローバ</u> <u>ルバリュウ株式Ⅱ マザーファン</u> <u>ド</u></p>	

追加型証券投資信託「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス（株式重視型）」

投資信託約款変更新旧対照表

新	旧
<p>(ファンド名称) DCニッセイグローバルバランス (株式重視型)</p> <p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 運 用 方 法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内債券アクティブ (金利戦略重視型) マザーファンド</u></p> <p>(削除)</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p><u>その他、別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。＊）の受益証券を主要投資対象とします。</u>なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>※ 今後、投資対象ファンドが追加または変更になる場合があります。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として上記各親投資信託の受益証券および<u>投資対象ファンドの受益証券</u>に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長をめざします。</p> <p>② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>国内株式を投資対象とするマザーファンド</u></p>	<p>(ファンド名称) <u>DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス</u> (株式重視型)</p> <p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 運 用 方 法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>親投資信託 <u>ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p>なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として上記各親投資信託の受益証券に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を<u>目指</u>します。</p> <p>② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。</p> <p><u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p>

新	旧
<p>…40%</p> <p><u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド、</u> <u>ニッセイ国内債券アクティブ</u> <u>(金利戦略重視型) マザーファンド</u></p> <p>…15%</p> <p><u>海外株式を投資対象とするマザーファンド</u></p> <p>…30%</p> <p>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド …10%</p> <p>短期金融資産 …5%</p> <p>③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (<u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンドおよびニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型) マザーファンドの合計は±10%</u>) 以内に変動幅を抑制します。</p> <p>④ <u>各投資対象ファンドへの投資割合は、上記基準ポートフォリオの範囲内でリターン特性等を基に決定します。各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じて変更を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。</u></p> <p>⑤ <u>投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されること、もしくは新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(略)</p> <p>追加型証券投資信託 DCニッセイグローバルバランス</p>	<p>…40%</p> <p><u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p>…15%</p> <p><u>ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>…30%</p> <p>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド …10%</p> <p>短期金融資産 …5%</p> <p>③ 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5% (<u>ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%</u>) 以内に変動幅を抑制します。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(略)</p> <p>追加型証券投資信託 DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(株式重視型) 約 款</p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>③ <u>第1項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第52条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る取得申込に限ってこれを受付けるものとします。</u></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第3条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 別に定めるDCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が、第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する各計算期間</p>	<p style="text-align: center;">(株式重視型) 約 款</p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② 前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>(新設)</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、第4条の規定による受益権の価額は、1口につき1円とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 別に定めるDCニッセイ/パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者が、第52条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第46条に規定する</p>

新	旧
<p>終了日の基準価額とします。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主として<u>ニッセイアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者として締結された「<u>ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド</u>」、「<u>ニッセイ国内債券アクティブ(金利戦略重視型) マザーファンド</u>」、「<u>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド</u>」の受益証券および別に定める親投資信託(以下「<u>投資対象ファンド</u>」といいます。)(以下、それぞれを総称し「<u>マザーファンド</u>」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、<u>前各号</u>の証券または証券の性質を有する</p>	<p>各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第22条 委託者は、信託金を、主として<u>第1号から第4号までのニッセイアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u>を受託者として締結された親投資信託(以下、それぞれを総称し「<u>マザーファンド</u>」といいます。)の受益証券ならびに次の<u>第5号から第26号</u>までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>1. <u>ニッセイ国内株式マザーファンド</u></p> <p>2. <u>ニッセイ国内債券マザーファンド</u></p> <p>3. <u>ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド</u></p> <p>4. <u>ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド</u></p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、<u>第5号から第15号</u>までの証券または証券</p>

新	旧
<p>もの</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. (略)</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p> <p>21. (略)</p> <p>22. (略)</p> <p>なお、<u>第1号</u>の証券または証書、<u>第12号</u>および<u>第17号</u>の証券または証書のうち<u>第1号</u>の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、<u>第2号</u>から<u>第6号</u>までの証券ならびに<u>第12号</u>および<u>第17号</u>の証券または証書のうち<u>第2号</u>から<u>第6号</u>までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、<u>第13号</u>および<u>第14号</u>の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>116</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、主要投資対象とする「<u>ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド</u>」、「<u>ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド</u>」および「<u>ニッセイ／</u></p>	<p>の性質を有するもの</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p> <p>21. (略)</p> <p>22. (略)</p> <p>23. (略)</p> <p>24. (略)</p> <p>25. (略)</p> <p>26. (略)</p> <p>なお、<u>第5号</u>の証券または証書、<u>第16号</u>および<u>第21号</u>の証券または証書のうち<u>第5号</u>の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、<u>第6号</u>から<u>第10号</u>までの証券ならびに<u>第16号</u>および<u>第21号</u>の証券または証書のうち<u>第6号</u>から<u>第10号</u>までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、<u>第17号</u>および<u>第18号</u>の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項<u>第1号</u>から<u>第4号</u>までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第49条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第46条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>150</u>の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、第22条第1項第3号に規定する「<u>ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド</u>」および第4号に規定する「<u>ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド</u>」の運用の指図に関する権</p>

新	旧
<p><u>パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を次のとおり支弁するものとします。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」の時価総額に毎日、年 10,000 分の 49 の率を乗じて得た金額を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年 3 月、6 月、9 月および 12 月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」の時価総額に年 10,000 分の 40 以内の率を乗じて得た金額を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年 3 月および 9 月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p> <p><u>投資信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に毎日、年 10,000 分の 14.5 の率を乗じて得た金額を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年 6 月および 12 月の各 20 日（休業日の場合は翌営業日）または投資一任契約終了時に支弁します。</u></p>	<p><u>限の委託を受けた者が受ける報酬を、第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年 10,000 分の 50 の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に年 10,000 分の 40 の率を乗じて得た金額とします。</u></p>
<p>(一部解約)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>② <u>前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。</u></p> <p>③ <u>委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に</u></p>	<p>(一部解約)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に</u></p>



新	旧
<p>したがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、<u>第4項</u>の規定に準じて算出した価額とします。</p>	<p>したがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、<u>第3項</u>の規定に準じて算出した価額とします。</p>
<p>附則第1条 約款第13条<u>第6項</u>の「DCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイグローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p>	<p>附則第1条 約款第13条<u>第5項</u>の「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「DCニッセイ／パトナム・グローバルバランス自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。</p>
<p>附則第4条 (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>附則第4条 (略)</p> <p>② (略)</p>
<p><u>1. 別に定める親投資信託</u></p> <p><u>運用の基本方針および投資信託約款第22条第1項の「別に定める親投資信託(投資対象ファンド)」とは、次の親投資信託をいいます。</u></p> <p>・ <u>国内株式を投資対象とするマザーファンド</u> 親投資信託 ニッセイ国内株式配当利回り</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>重視型 マザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ J P X 日経 4 0 0 アク</u> <u>ティブ マザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ 国内株式リサーチ・バリ</u> <u>ュー マザーファンド</u></p> <p><u>・海外株式を投資対象とするマザーファンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ / ブラウン・グローバ</u> <u>ル・リーダーズ株式 マザーファ</u> <u>ンド</u></p> <p><u>親投資信託 ニッセイ / サンダース・グローバ</u> <u>ルバリュウ株式 II マザーファン</u> <u>ド</u></p>	